

燃料電池実用化推進協議会の概要

2011-6

1. 協議会は、法人格をもたない任意団体です。

2. 協議会は次のような役割を担います。

我が国の燃料電池の実用化・普及にむけた民間としての自主的な協議の場として設置されたものであり、最新の技術動向や民間企業・各機関等の活動状況を踏まえつつ、「燃料電池実用化戦略研究会」における燃料電池実用化・普及に向けた課題解決の基本的な方向性に沿って、こうした課題解決の具体的な検討を行い、政策提言として取りまとめ、会員企業自ら課題解決の努力を行うとともに、国の施策へ反映させることにより、我が国における燃料電池の実用化・普及に寄与し、我が国の燃料電池産業及び関連する産業の発展に寄与します。

3. 協議会の具体的な検討項目は主に以下のとおりです。

- 技術開発予算を重点化すべき分野・項目、優先順位等の特定
- 官民共同での実証試験実施に向けた計画立案・調整
- 基準・標準整備に向けた基盤整備等において、優先すべき基準・標準策定分野・項目の検討・提案
- 官民の役割分担の継続的見直し
- 規制適正化等要望のとりまとめ

また、上記検討項目の他、会員各位の意見を踏まえて様々な検討を行うこととします。

4. 協議会には、総会、理事会、企画・運営委員会等及び事務局が置かれています。

(1) 総会：協議会の会員が一堂に会する場とします。

また、当該年度の事業成果や調査研究成果、次年度の事業計画等の報告を行います。

(2) 理事会：理事会は内部決定機関として、協議会における活動方針等の重要事項を決定します。

(3) 企画・運営委員会：企画・運営委員会は、理事会の決定した活動方針に基づく協議会の事業活動を総括します。

企画・運営委員会の下に「FCV・水素インフラ」「定置用」及び「要素・基盤技術」の三つのワーキンググループ（WG）を置き、これらのWGの下にサブワーキンググループ（SWG）を置きます。WG、SWGは必要に応じて設置・改廃されます。

(4) 事務局：事務局は、企画・運営委員会等の補佐、上記会議の開催を含め協議会の組織運営に関することを担当します。

5. 協議会の会員は、正会員、賛助会員、特別会員から構成されます。

○協議会への入会は理事会の承認が必要になります。

詳細は、「会則ならびに会費規則」をご参照下さい。